

商品券等の発行についてのご案内

1. 法律の適用を受ける商品券等

商品券等（商品券やギフト券、磁気式やIC式のプリペイドカード、サーバ型前払式支払手段）のうち、下記の要件に該当するものの発行については、資金決済法（資金決済に関する法律）の適用を受けます。

- ① 金額又は物品・サービスの数量が、商品券等に記載又は電磁的な方法で記録されていること。
- ② 商品券等に記載又は電磁的な方法で記録された金額又は物品・サービスの数量に応ずる対価が、購入者（利用者）により支払われること。
- ③ 商品券等が購入者（利用者）に対し発行されること。
- ④ 利用者が商品を購入するとき、サービスの提供を受けるときなどに、商品券等が提示、交付、通知その他の方法により使用されること。

法律の適用を受ける商品券等の発行者は、

財務局長への登録・届出が必要です。

（ご注意）

- ・ただし、上記の要件に該当する場合であっても、
 - ア) 発行の日から※6ヶ月内に限って使用できる商品券等
 - イ) 乗車券
 - ウ) 美術館等の入場券
 - エ) 社員食堂の食券 等

法律の適用を受けないものがあります。

※ 6ヶ月内の有効期間が明記されていても、事実上期間経過後も使用できるなど、期間の定めが形骸化している商品券等は、法律の適用を受けることとなりますので留意して下さい。

2. 財務局長への登録・届出等

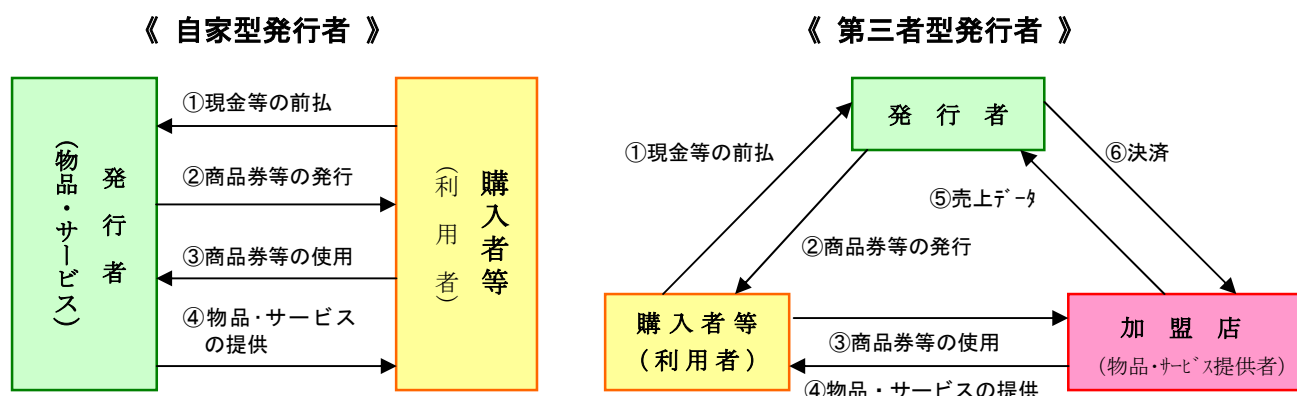
(1) 事後届出が必要な発行者（自家型発行者）

- ・自社の店舗においてのみ使用することができる商品券等の発行者を「自家型発行者」といいます。
- ・発行する商品券等の未使用残高（＝商品券等の総発行額－総回収額）が基準日（3月末又は9月末）において、**1千万円を超えたときは、基準日から2ヶ月以内に財務局長への届出が必要です。**

(2) 事前登録が必要な発行者（第三者型発行者）

- ・自社以外の第三者の店舗（加盟店、フランチャイズ店等）においても使用可能な商品券等の発行者を「第三者型発行者」といいます。
 - ・**商品券等を発行する前に財務局長の登録を受ける必要があります。**
- ※ 登録にあたっては、様々な要件がありますので、前広にご相談下さい。

自家型発行者と第三者型発行者の仕組み



3. 資金決済法の内容

(1) 商品券等への表示義務（主な事項）

- ア) 発行者の氏名、商号又は名称
- イ) 商品券等の金額又は物品・サービスの数量（個数、本数等）
- ウ) 使用期間又は使用期限が設けられているときは、その期間又は期限
- エ) 苦情又は相談に応ずる営業所等の所在地及び連絡先

(2) 発行保証金の供託等

基準日（3月末又は9月末）において、**発行した商品券等の未使用残高が1千万円を超えたときは、その未使用残高の2分の1以上の額に相当する額の発行保証金を基準日から2ヶ月以内に供託する必要があります。**

ただし、金融機関等との間で、発行保証金保全契約などを締結し、財務局長に届けたときは、当該契約が有効である間、供託をしないことができます。

法律適用の枠組み

自家型 発行者	基準日未使用残高：1千万円以下	基準日未使用残高：1千万円超
	届出不要 (法律の適用を受けない。)	事後届出 届出後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、 定期報告書提出義務などが課されます。 供託 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)

第三者型 発行者	事前（発行前）登録 登録後は、表示義務、帳簿作成・保存義務、定期報告書提出義務などが課されます。	
	基準日未使用残高：1千万円以下	基準日未使用残高：1千万円超
	供託不要	供託 基準日未使用残高の1/2以上 (保全契約、信託契約でも可)

※ 法律の規定に反して、必要な登録や届出を怠ったり、虚偽の届出をした場合等には、罰則が適用されることがあります。

4. 商品券等の発行に関する相談・照会等

登録・届出をはじめ、商品券等に関する相談・照会等は、お近くの財務局又は財務事務所まで、お気軽にご連絡下さい。

九州財務局理財部 TEL：096-353-6351

金融監督第3課 (内線3244)

大分財務事務所 理財課 TEL：097-532-7107

宮崎財務事務所 理財課 TEL：0985-22-7101

鹿児島財務事務所 理財課 TEL：099-226-6155

(社)日本資金決済業協会 TEL：03-3219-0601



九州財務局マスコットキャラクター

「にゃんきゅう」